

処分年月日	事業者名	本社所在地	処分等の種類	違反等の概要	命令又は指導の内容	当該警告により付された違反点数	当該事業者が付された累積違反点数
2024年6月14日	(株)高松海上タクシー	香川県高松市	輸送の安全確保に関する命令	<p>(株)高松海上タクシーが運航する旅客船「空海II」が、人の運送をする内航不定期航路事業において、船舶検査証書に定められている最大搭載人員を超えて旅客を搭載し、船舶を運航していたこと等の事実が判明した。</p> <p>これを受けて、令和6年4月25日、四国運輸局の運航労務監理官が海上運送法に基づく特別監査を実施したところ、本船の最大搭載人員は旅客10人・船員2人の計12人であるが、同年3月18日を含む4回、船舶検査証書に定められている最大搭載人員(旅客10人)を超えて旅客を搭載し、船舶を運航していたこと、また、船長は最大搭載人員の内訳を確認せず運航していた等の安全管理規程違反が確認された。</p> <p>6月14日、船長は船舶安全法第18条に基づき、最大搭載人員を超えて旅客其の他の者を搭載しないことを含む輸送の安全確保に関する命令を行った。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 経営トップは、安全管理規程第3条に基づき、輸送の安全確保のため、船舶安全法をはじめとする関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則の徹底に主体的に関与し、安全マネジメント態勢を適切に運営すること。 2. 安全統括管理者は、安全管理規程第10条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。 3. 運航管理者は、安全管理規程第11条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。 4. 船長は、安全管理規程第18条に基づき、速力基準表を船橋内の操作する位置から見やすい場所に掲示すること。 5. 乗員(船長)は、安全管理規程第27条第2項に基づき、乗船旅客数を把握し、旅客定員を超えていないことを確認すること。 6. 運航管理者は、安全管理規程第41条に基づき、陸上施設チェック表により陸上施設の点検を実施し記録すること。 7. 経営代表者は、安全管理規程第53条に基づき、年1回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行うこと。 8. 経営代表者は、安全管理規程第54条に基づき、安全管理規程の事項に変更が生じたときは、遅滞なく変更を行い、届け出ること。 9. 船長は、船舶安全法第18条に基づき、最大搭載人員を超えて旅客其の他の者を搭載しないこと。 	20点	20点